

相・続・通・信 第40号



相続手続支援センター® 平成 29 年 11 月



長野駅前店

〒380-0921

長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

松本駅前店

〒390-0816

松本市中条 1 番 14 号

☎ : 0120-97-3713

飯田店

〒395-0152

飯田市育良町 2-14-2 ア' -ジ' ョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

参加費無料!

早めの対策が肝心

「今すぐ行う」相続税対策セミナー

平成 25 年度の税制改正により、真剣に対策を考える方が増えてきました。しかし、その対策は万全ですか?ご自身の万一の時には相続税がかかるのか、かからないのか?そして、かかる場合にはどのようにしたら良いのか?をお話しします。相続税対策は、早めの対策が肝心です。損をしないために、是非お越しく下さい!**参加費は無料**ですが、**予約制**となっております。参加希望の方は下記の連絡先へお電話ください。皆様のご参加、お待ちしております!!

日時 平成 29 年 12 月 9 日(土)

10:00~12:00 (開場 9:30)

場所 **キッセイ文化ホール 第3会議室**

(長野県松本文化会館) 住所:長野県松本市水汲 69-2

定員 20 名 持ち物 筆記用具

第一部

「必ず押さえておきたい 相続税と贈与税の基本」

講師 山野井 優美 (税理士法人成迫会計事務所 医療福祉事業部資産税課)

第二部

「間違いだらけの相続税対策

今知らないと損をする 5 つの知識」

講師 清水 あゆ子 (当センター相談員)



相続手続支援センター®

松本駅前店

☎ 0120-97-3713

(受付時間 平日 8:30~17:30)

相続通信ご覧の方に**キャンペーン実施!**詳しくは裏面をご覧ください。

～相続の現場から～ 終活のススメ



『終活』 最近は聞きなれた言葉になりました。生前にご自分の財産を誰にどう分配するかを決め、遺言を作成することも終活ですし、希望の葬儀を執り行ってもらえるよう、葬儀会社に相談したり、お墓について事前準備をすることも終活です。一言で終活と言ってもいろいろな終活がありますが、過去になかったことで近年増加しているもの、『**デジタル遺品**』。

デジタル遺品とはスマートフォンやパソコンの中に残されたデータ等のことを指します。インターネットの普及によりここ数年で急増しました。インターネット上で取引をするネットバンキングや株式等、スマートフォンはもちろん、手軽に持ち運べるタブレットの中に保存している写真、SNSやブログ等も気軽に始めることが出来るようになり、利用している方も大勢いらっしゃると思います。これらを利用する時に入力するパスワードやアカウントもデジタル遺品になります。利用している人が亡くなった場合、ネットバンキングやネット証券の情報がないと遺されたご家族が困ります。通常ネット情報は、他人に知られないようにするものですが、万一の時ご家族が困ることのないように、ご自身のデジタル遺品についても『エンディングノート』を活用していただき、お元気な今のうちに整理していただきたいと思います。

お客様ご紹介 キャンペーン

ご紹介者様も！
ご紹介を
された方にも！

それぞれに
差し上げます！



相続手続支援センターでは、ご自身のこれからについてご心配がある方、相続が開始しお手続きが必要な方、相続税の心配がある方、遺言書を検討されている方などなど、様々な相続に関するご相談を受け付けております。

お知り合い、ご親戚、お友達などで、そのようなお悩みをお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ弊センターの「初回無料相談」のご紹介をください。

ご紹介を下された方、ご紹介された方に、そのお礼として弊社のエンディングノートを差し上げます。ご希望があれば、書き方のアドバイスも無料で行います。ご連絡をお待ちしています。



0120-97-3713

【キャンペーン対象】

12/9 開催予定の相続手続セミナー（表面をご覧ください）

「初回無料相談」

【プレゼント】ご紹介をした方、された方、それぞれにエンディングノート各1冊

【プレゼントを受ける方法】お電話でお客様のご紹介をいただき、キャンペーンとお伝えください。またご紹介をされた方が直接お電話下さる場合は、「様からのご紹介」とお知らせください。

